

規制改革会議重点事項推進委員会

運輸分野公開討論の項目

1. 内際分離政策の転換と内際間の発着枠の配分方法について

- (1) 各発着枠の利用に対してより価値を高く置く利用者・航空会社はその使用权を得ることができるようにする観点から、羽田空港を国内線の基幹空港、成田空港を国際線の基幹空港と位置づける、伝統的な内際分離政策を改めるべきではないか。
- (2) その際、両空港における発着枠の、国内と国際への配分方法については、公正かつ透明な競争入札制度あるいは混雑料金制度などの価格メカニズムを機能させる方法を採用すべきではないか。

2. 羽田空港における国際便就航について

- (1) 2010年の第4滑走路の供用開始を待つことなく、かつ、時間帯を制限することなく、羽田空港における国際便の就航を認めるべきではないか。
- (2) 羽田空港における国際便就航に際しては、1. の価格メカニズムが採用されるまでの間も、社会的便益の最大化を図る観点から、当面は、路線距離のみによることなく、時間距離、旅客ニーズ等を勘案して、便益の大きい路線に枠を配分し得る客観的な基準を策定すべきではないか。

3. 国際航空運賃の自由化について

利用者利便の向上や航空会社の競争促進の観点から、現在二国間協定等に基づき認可制となっている国際航空運賃について、国内航空運賃と同様に届出制に移行すべきではないか。

4. 航空会社の競争力向上のための環境整備について

- (1) 機材、従業員についての国際基準やFAA（米国連邦航空局）等との相互認証を行い、それが実現した後は日本独自の審査や認可を排除し、外国資源の活用が容易になるよう措置すべきではないか。
- (2) 客室乗務員の責任者と運航乗務員が同一会社でなければならないとする規則を廃止し、外国航空会社の従業員の活用を自由にすべきではないか。

5. 外資規制等について

- (1) 本邦航空会社に対する外資規制について見直しを図り、利用者と航空会社にとって望ましい外資規制のあり方について検討すべきではないか。
- (2) 成田空港をはじめとする国際拠点空港の完全民営化に当たっては、
空港会社に対する外資規制を設けるべきではなく、外資規制の目的とされる安全保障や危機管理への対応は直接的な行為規制によるべきではないか。
空港会社の経営自由度を高めるために、空港会社に対するその他の経済上の規制についても最小化すべきではないか。